

## 2002年、中国の環境影響評価法

上 杉 信 敬

### 一、新中国における環境法の発展

新中国となってすでに半世紀余が経過したが中国においても環境問題が次第に大きな問題となってきており、現在では解決を要する国家の取り組むべき主要な課題の一つとなっている。この半世紀余を時期区分してその概況をとらえると以下の4区分となる。

#### (1) 第1期。1949年—1973年。環境法の発生の時期。

この時期には環境問題は存在したが、主要な問題として意識的に取り挙げられることは弱かった。建国初期で計画経済が導入されてきたが、経済の主要な領域は農業であり、自然資源と自然環境の問題が存在した。その際、水土保全、森林保護、鉱山資源保護等の問題が重視された。環境保護に関しては衛生部と国家建設委により、工場での安全衛生や生活飲料水、放射線、地域保健衛生などの問題に関する衛生問題として環境汚染問題に対処した。50年代の「大躍進運動」や60年代の「左」傾向の中では自然の破壊や環境の破壊も深刻なものになったという。この期の資源、環境保護に関する法規はすでに環境保護の主要領域に関係したが、経済行政および衛生行政に属し、総体として環境保護概念を形成せず、環境立法は非常に分散していた。

#### (2) 第2期。1973年—1979年。環境法の初歩的発展の時期。

1973年、第1回の環境保護会議から1978年の中共11期3中全会まで。1972年中国政府代表はストックホルムでの国連人間環境会議に出席し、先進国の環境破壊の深刻な状況を知り、また、中国における環境汚染の重大性を再確認した。中国においては都市と江川をのぞいては西側諸国と同等であるが、自然生態の破壊の程度は西側の国により遙かに劣悪であると。帰国後、首都北京から着手した。1973年、国務院は第1回の環境保護会議を開催し、

環境保護法の原型となった「環境の保護と改善に関する若干の規定（試行草案）」を起草、公布した。この中で中国の環境保護の32字方針を確立した。また、「国務院環境保護指導小組」という行政機構を発足させた。1973年から1978年までに一連の国家環境政策および計画綱要を制定し、「三同時」制度や期限付き処理制度などの環境汚染防止の制度や措置を形成した。いくつかの環境に関する行政法規、規則を制定した。1978年憲法改正により、11条に環境保護の規定がおかれた。1978年12月の中共13期3中全会で環境保護に関する指示を行った。

(3) 第3期。1979年—1989年。環境法の迅速発展の時期。

1979年9月、「環境保護法（試行）」が公布、実施されてから1989年にそれが正式に「環境保護法」となるまで。この期には環境法の体系化が始まり、単行法、行政法規、規則の制定がなされた。「環境保護法（試行）」の公布、実施は中国の環境保護活動が中国全体としての各領域の状況と同様に法制段階に入りつつあることを示した。その内容は、環境保護の諸基本原則や諸機構などについて原則的な規定を置き、さらに環境影響評価、「三同時」原則、汚染者負担原則、排污費支払、処理期限などの環境行政の基本を制定、確定し、各級政府が国民経済、社会発展計画に環境政策を組み入れることを規定し、国から地方政府にまで環境と調和させるようにした。そしてこれに続いて、環境、資源に関する単行法律、行政法規、規則が制定された。1982年、憲法が改正されたが、第26条に環境に関する規定が置かれた。1982年「海洋環境保護法」、1984年「水污染防治法」、1987年「大気污染防治法」が制定された。自然管理保護では、1984年「森林法」、1985年「草原法」、1986年「漁業法」、「土地法」、1988年「水法」が制定された。又、各種の法規定の中に環境保護の内要が盛り込まれた。環境に関する国際条約、取決めも結ばれた。

(4) 第4期。1989年—現在。環境法の改善の時期。

1989年、「環境保護法（試行）」が「環境保護法」となった。1992年、リオデジャネイロで環境と開発会議が開催され、持続的発展の理念の下に発展と環境を考えることが一層明確となった。全人代の委員会は「環境保護委員会」

から「環境と資源保護委員会」に変わった。この時期、1989年「環境騒音防治条例」, 「野生動物保護法」, 1991年「水土保持法」が制定され、1995年「大気污染防治法」が全面改正され、1996年「个体廃棄物環境污染防治法」, 「環境騒音污染防治法」が制定され、「水污染防治法」が改訂された。1999年「海洋環境保護法」が改正、2000年「大気污染防治法」が再度改正された。2002年「環境影響評価法」が制定された。

## 二、中国における環境影響評価法制の展開

中国における環境影響評価法制の発生展開については3期に分けて考えられる。

(1) 第1期。1979年—1986年。試験、探索の時期。

1979年の「環境保護法（試行）」（①とする）の公布施行から1986年「基本建設項目環境保護管理弁法」（②とする）の改正まで。中国の環境法の基本原則の1つの予防を主とするという原則はすでに70年代に明確になっていた。それは諸外国の環境法の発展に影響を受けたものであり、1979年制定の「環境保護法（試行）」の6条、7条に環境影響事前評価に該当する規定が置かれた。1980年「基本建設項目、技術措置項目は厳格に「三同時」を執行することを要することに関する通知」や多くの法規、政策文献も環境影響評価問題を含んでいた。1981年「基本建設項目環境保護管理弁法」②が制定され、建設プロジェクトにアセスに該当する規定が置かれた。

(2) 第2期。1986年—1998年。アセスの建設、健全化の時期。

1986年3月、②が「建設項目環境保護管理弁法」（③とする）に全面改定され、アセス制度が初歩的に設立された。その法は建設プロジェクトに関するアセスの範囲、内容、手続、審査許可権限、執行主体の権利義務や保障措置等を規定し、これにより一連の法律、法規、規則にアセスが要求された。1989年12月26日の「環境保護法」は（④とする）13条で「建設項目の環境影響報告書は、建設項目が生じさせる汚染や環境への影響を評価しなければならない」と規定する。そのほかに1990年6月の「建設項目環境影響保護管理

手続」, 1994年12月の「建設項目環境保護施設竣工驗収管理規定」, 1996年8月「国务院の環境の保護の若干の問題に関する決定」などでもアセスについて規定している。さらにいくつかの法改正において, 例えば1996年「水污染防治法」, 「環境騒音防治法」, 国务院の決定などにおいてアセスと公衆参加の規定が盛り込まれた。

(3) 第3期。1998年—現在。アセス法の基本が成立し, アセス制度の新たな発展の時期。

1998年11月29日「建設項目環境保護条例」(⑤とする)が③を改定して公布実施され, 個別建設プロジェクトに関するアセスについてより詳細に規律された。さらに2002年10月28日, 「環境影響評価法」(⑥とする)が制定された(2003年9月1日施行予定)。同法は適用範囲を個別の建設プロジェクトだけでなく計画など広範な戦略的行為へと拡大した。

### 三、2002年、中国環境影響評価法の内容

- (1) 法制定の経過と概要。環境影響評価法は, ⑤に代わるものとして制定された。2000年11月, 全人代環境と資源保護委員会が法律草案を提出した。2000年12月, 2002年8月と2002年10月の3回にわたり全人代常務委で審議し, 10月28日(第3回全体会議で)125:0:2(計127)で採択(2003年9月1日施行)。2002年法は全38条5章編成である。1998年条例⑤は34条5章編成である。章の編成内容は, 1章, 総則(1条—6条), 2章, 計画の環境影響評価(7—15), 3章, 建設項目の環境影響評価(16—28), 4章, 法律責任(29—35), 5章, 付則(36—38), である。法律は条例と比較すると, 2章の計画における環境アセスが新たに加わった点で大きく異なる。さらに3章事業アセスは条例の2, 3章を統合している。4章法律責任は個別に若干変更された, などに相違が見られる。
- (2) 環境アセスメントの定義。法律2条は環境アセスメントについて初めて定義した。「計画および建設項目実施後, 環境に与える影響を分析, 予測および評価し, 環境に良くない影響を予防もしくは軽減する対策および措

置を提出し、事後監視測定を行う方法と制度」と（著明な学説はこれと類似するが異なる定義をしている。）。アメリカの1969年のNEPAでは計画アセスも含め代替案の提供も述べており、日本においてもアセスには代替案の提供を述べる説が多い。中国2002年法、日本の1997年法、日本の学説のいくつかではそこまでいわないようである。それ以外では、総則では、持続的発展戦略、経済、社会と環境の協調発展の原則が法目的として挙げられている（1条）。さらに、専門家や公衆の適当な参加原則（5条）も重要である。環境の影響評価のデータベースの整備も述べられている（6条）。

(3) 計画アセスメント。

- 1) 第2章は計画アセスメントの章であり全9ヶ条を有する。条例にはなかったものを新設した。
- 2) その際、アセスの対象となる計画としては、a) 土地利用の区域、流域、海域の開発利用計画（7条）（総合（ないし複合）計画的なもの）とb) 特定計画（「専項計画」）としての工業、農業、牧畜業、エネルギー、水利、交通、都市建設、観光、自然資源開発における計画、の2種類が挙げられ、環境アセスを義務づける（8条）。区を設ける市の区（県級政府）の計画までが対象でそれ以下の政府のものについては対象としない（解説書）。
- 3) 特定計画の環境アセス報告書は、1.計画の実施が環境に与える影響の分析、予測、評価、2.良くない環境への影響を予防し、軽減する対策と措置、3.環境影響評価の結論、を内容とする（10条）。
- 4) どのような要素項目を評価するか —— 不詳。
- 5) 特定計画が良くない影響を与えるか公衆の環境権益に直接関係するときは、計画編成機関はその計画案を審査許可機関（環境部門）に送付する前に、専門家会議、公聴会、その他の形式で、関係組織、専門家、公衆の草案に対する意見を求めることが義務づけられた（ただし国の規定で機密保護の時は除外）（11条）。
- 6) 区をもうける市以上の政府は計画草案を審査して政策決定をする前に、

環境保護部門の代表や専門家などで組織する審査小組を編成し、アセス報告書の書面審査結果意見を提出させる（13条）。アセス審査報告書の審査方法については国务院の環境部門が関係部門と協議して制定する（13条）（なおこの詳細は不明）。アセス審査報告書の結論と審査意見は政策決定の重要な根拠となる（14条）。

- 7) 環境に重大な影響を与える計画については事後評価を行う。良くない影響が明らかなきは、速やかに改善措置を提出しなければならない（15条）。
- (4) 建設プロジェクトの環境アセス。環境アセスのもう1つの対象は事業アセスである。これについては98年条例（これについては我国にも紹介がある）により比較的詳細に規定されていたが、それをほぼ同様に受け継いだものである（ただ若干の簡略化がなされている点もあり、条例の2章18条が1章15条となった）。
  - 1) 対象事業は3種類であり、アセスの方法も3種類である。1. 重大な環境への影響がある場合、全面評価を行い、環境影響評価書を作成する。2. 軽度の環境への影響がある場合は、影響の分析もしくは特定項目評価を行い、環境影響報告表を作成する。3. 環境への影響が非常に小さい場合、評価を行う必要はなく、環境影響登記表に登録する（16条1項）。この3分類については98年条例がすでに行っており、それと同様である。環境影響評価分類管理名録を国务院の環境保護部門が制定、公布する（16条2項）。（2002年法に対応する新しいものは不明、筆者は1999年のものは既知）
  - 2) 建設プロジェクトのアセスは計画アセスと重複しない。計画アセスを行ったときはそこに含まれる建設プロジェクトのアセスは簡略化できる（18条）。
  - 3) アセスの流れとしては、事業者には責任を持たせてアセスを行わせる。その際、事業者とは別にアセスを専門に行う機構がアセスを実施する。アセスの実施機構の免許証（3種類有り）は国务院の環境行政部門が発行する。実施機構の名簿は公開する（19条）。
  - 4) 建設プロジェクトの主管行政部門は事前審査を行う。
  - 5) 審査部門（各級政府の環境行政部門）は報告書の場合は提出から60日以

内、報告表の場合は30日以内、登記表の場合は15日以内に、審査決定し、通知しなければならない(22条3項)。

- 6) なお報告書の場合に該当するときは(機密の場合は除く)、環境部門への報告の前に専門家会議、公聴会や他の形式で、関係組織、専門家および公衆の意見を求めなければならない(21条)。
  - 7) 予審、審査許可の文書には料金を聴取しない(22条項)。
  - 8) 評価文書が承認されてから5年たっても着工しないと、改めてアセスをやり直さなければならない。又、同様に当初のものに重大な変化を行ったときもそうである。
  - 9) アセスが承認されない限り着工できない(25条)。
  - 10) 一応アセスが承認されても当初の予測と違う状況になったときは措置をとる義務を生ずる。事後調査も行い、必要なときは措置をとらなければならない(28条)。
  - 11) なお「三同時」原則は条文から削除されたが、他の法、例えば環境保護法26条などから導かれる。
- (5) 法律責任。法律責任については、98年条例と02年法とではそれほど違いはない。
- 1) 98年法では、アセス書(表)を提出せず、もしくは承認を得ずに着工した場合は、建設停止、現状回復または10万元以下の過料(24条)、試運転でも建設停止もしくは5万元以下の過料(24条)、であった。02年法では建設停止もしくは5万元以上20万元以下の過料(31条)、と上限が重くなった。
  - 2) 計画アセスを提出しないか、違法に承認すると、責任者を行政処分に処す(30条)。
  - 3) 犯罪を構成するときは刑事責任追及、そうでなければ行政処分(98—30条, 02—32条)、評価が虚偽の時は免許証の降級もしくは費用の1—3倍の過料(98—29条, 01—33条)とする。
- (6) 付則。

- 1) 省，自治区，直轄市の中の県級政府の計画アセスにたいしては，本法にもとづいて規定をもうける。
- 2) 軍事施設に関するアセスは軍事委で本法にもとづいて法を制定する。
- 3) 2003年9月1日から試行する。

#### 四、まとめ

- (1) 本法において中国も計画アセスを採用した。戦略アセス（政策，計画アセス）SEA（strategic environmental assessment）はアメリカ1969年のNEPAやいくつかの国，オランダ，ニュージーランド，ベルギー，フィンランド（法律），命令，ガイダンスとして，英国，フランスなどですでに採用されているが，我国の1997年アセス法は事業アセスのみであり，国については2000年の政府の研究会報告がでていてだけで，東京都の2000年条例その他川崎市，埼玉県条例で採用しているだけである。この点で中国は我国の先を行ったともいえよう。
- (2) 中国では，計画アセスや事業アセスで報告書を出すものについては，専門家や公衆の意見を反映させることを義務づけている（国家の規定による機密の場合は除外）（論証会，公聴会——代表参加的(?)）。これまでの個別法，条例などでは住民参加と記されていただけであったが，これをより明確にはしている。
- (3) アセスの対象事業，どれくらいの規模のものか，評価項目は何かなど不詳のものもある。日本……第1種事業（開発行為は75ha以上など広い），第2種事業（70ha以上など）。典型7公害プラス……要因。中国……？（なお，細則その他の基準など詳細は2003年6月末までに定めるとのことであり，それらを見ることにより，具体的な運用状況の予想が可能となり，評価もできるようになると思われる。）
- (4) アセスの実施主体を別に設けてアセスの内容の公正さに工夫をこらしている。ただ，計画アセスについては計画主体でアセスが可能なところは自らアセスを実施することもあるようでその点検討の余地がある。又，事後

調査が計画アセス、事業アセスとも義務づけられており、注目される。

**参考文献**

**(中国)**

金瑞林『環境法学』(1999)

汪勁『中国環境法原理』(2000)

蔡守秋『可持続発展与環境資源法制建設』(2003)

劉左軍『中華人民共和國環境影響評價法積義及實用指南』(2002)

**(和書, 論文)**

片岡直樹『中国環境汚染防治法の研究』(1997)

桑原勇進「中国の環境影響評価制度」, 東海法学 No.27 (2002)

〃 「中日環境影響評価法比較研究」政治与法律(上海), 第3期(〃)

など。

(本小稿は2003年6月7日, 鳥取環境大学で開催された, 環境法政策学会の分科会報告の準備のため記されたものをベースとし若干補足したものである。)

## 中華人民共和国環境影響評価法 (仮訳)

(2002年10月28日第9期全国人民代表大会常務委員会第30回会議通過)

### 目 次

- 第1章 総則
- 第2章 計画の環境影響評価
- 第3章 建設項目の環境影響評価
- 第4章 法律責任
- 第5章 附則

### 第1章 総 則

- § 1 持続的発展の戦略を実施し、計画及び建設項目の実施の後の環境に対する良くない影響を予防し、経済社会と環境の調和ある発展を促進するために、本法を制定する。
- § 2 本法がいう環境影響評価とは、計画及び建設項目実施後に生じ得る環境への影響を分析・予測及び評価し、環境への良くない影響を予防しもしくは軽減する対策や措置を提出し、事後監視測定を行う方法と制度を指す。
- § 3 本法第9条が規定する範囲内で編成する計画、中華人民共和国領域及び中華人民共和国管轄の他の海域内での建設の環境に影響を有する項目は、本法に従って環境影響評価を行わなければならない。
- § 4 環境影響評価は客観的で、公開、公正で、計画もしくは建設項目の実施後の各種の環境要素及び構成する生態系統に及ぼし得る影響を総合考慮し、政策決定に科学的根拠を提供しなければならない。
- § 5 国家は関係組織、専門家及び公衆が適当な方法で環境影響評価に参加することを鼓舞奨励する。
- § 6 国家は環境影響評価の基礎データベース（「データベース」）及び評価指標体系建設

を強化し、環境影響評価の方法、技術規範で科学的研究を行うことを鼓舞奨励し及び支持し、必要な環境影響評価情報の共同保有制度を設立し、環境影響評価の科学性を高める。

国務院環境保護行政主管部門は国務院の関係部門と会議を開き、環境影響評価の基礎データベースと評価指標体系の設立と改善を組織しなければならない。

## 第2章 計画の環境影響評価

§ 7 国務院の関係部門、区を設ける市級以上の地方人民政府及びその関係部門は、それが組織編成する土地利用の関係計画、区域、流域、海域の建設、開発利用計画に対して、計画編成の過程で環境影響評価を組織し、当該計画と関係する環境影響の篇章を編集もしくは説明しなければならない。

計画に關係する環境影響の篇章もしくは説明は、計画実施後に環境に与え得る影響を分析・予測及び評価し、環境への良くない影響を予防もしくは軽減する対策及び措置を提出し、計画草案の構成部分としていっしょに計画の審査承認機関に報告送付しなければならない。

環境に関する影響の篇章もしくは説明を編集していない計画草案を、審査承認機関は審査許可しない。

§ 8 国務院の関係部門、区を設ける市級以上の地方人民政府及びその関係部門は、それが組織編成する工業、農業、牧畜業、林業、エネルギー、水利、交通、都市建設、観光、自然資源開発に關係する特定計画（「専攻計画」）（以下特定計画と略称する）に対して、当該特定計画草案を報告し審査許可してもらう前に、環境影響評価を行うことを組織し、さらに当該特定計画を審査許可する機関に環境影響報告書を提出しなければならない。

前項で挙げた特定計画のうちで指導的性格の計画は、本法第7条の規定に従い環境影響評価を行う。

§ 9 本法第7条、8条の規定にもとづき環境影響評価を行う計画の範囲は、国務院の環境保護行政主管部門が国務院の関係部門と会議を行い規定し、国務院に報告し承認を得る。

§ 10 特定計画の環境影響報告書は次に列挙する内容を含まなければならない。

(1) 当該計画の実施が環境に与え得る影響の分析、予測及び評価。

- (2) 環境への良くない影響を予防もしくは軽減する対策及び措置。
- (3) 環境影響評価の結論。

§ 11 特定計画の編成機関は環境への良くない影響を与え得るそして直接に公衆の環境権益にかかわる計画に対して、当該計画草案を報告送付し審査許可を得る前に、論証会、公聴会を開催するか、もしくは他の形式をとって、関係組織、専門家及び公衆の環境影響報告書草案に対する意見を求めなければならない。ただし、国家が秘密保持が必要と規定する場合は除外する。

編成機関は関係組織、専門家及び公衆の環境影響報告書草案に対する意見をまじめに考慮し、さらに報告送付する環境影響報告書の中で意見に対する採用、不採用の説明を付加しなければならない。

§ 12 特定計画の編成機関は計画草案を報告審査の時に、環境影響報告書といっしょに添付して審査許可機関の審査のために送付しなければならない。環境影響報告書を添付して送付しないときは、審査許可機関は審査許可しない。

§ 13 区を設ける市級以上の人民政府が特定計画草案を審査許可するときは、決定をする前に、先に人民政府が指定する環境保護行政主管部門もしくは他の部門が関係部門の代表及び専門家で構成する審査小組を召集して、環境影響報告書を審査させなければならない。審査小組は書面の審査意見を提出しなければならない。

前項が規定する審査小組に参加する専門家は、国务院の環境保護行政主管部門の規定に従い設立した専門家グループ内の専門に関係する名簿の中から、そのつど抽出の方式で確定しなければならない。

省級以上の人民政府の関係部門が審査許可に責任を負う特定計画で、その環境影響報告書の審査方法は、国务院の環境保護行政主管部門が国务院の関係部門と会議を開いて制定する。

§ 14 区を設ける市級以上の人民政府もしくは省級以上の人民政府の関係部門が特定計画草案を審査許可する時は、環境影響報告書の結論と審査意見を政策決定の重要な根拠としなければならない。

審査許可の中で環境影響報告書の結論さらに審査意見を採用しないときは、説明し、さらに文書を保持し審査の参考に備えなければならない。

§ 15 環境に対して重大な影響のある計画を実施した後は、編成機関はすみやかに環境影響評価の追跡評価を組織し、さらに評価結果を審査許可機関に報告しなければならない。環境への明らかに良くない影響を発見したときは、すみやかに改善措置を提出しなければならない。

### 第3章 建設項目の環境影響評価

§ 16 国家は建設項目の環境への影響の程度にもとづき、建設項目の環境影響評価に対して分類監理を行う。

建設組織は次に列挙する規定に従い環境影響報告書、環境影響報告表の編成かもしくは環境影響登記表への記入報告（以下統一して環境影響評価文書と称する）を組織しなければならない。

- (1) 環境へ重大な影響を及ぼし得るものは、環境影響報告書を編成し、生ずる環境への影響を全面的に評価しなければならない。
- (2) 環境へ軽度の影響を及ぼし得るものは、環境影響報告表を編成し、生ずる環境への影響を分析もしくは特定項目評価をしなければならない。
- (3) 環境に対して影響が非常に小さく、環境影響評価を行う必要のないものは、環境影響登記表に記入して報告しなければならない。

建設項目の環境影響評価分類管理名録を、国務院環境保護行政主管部門が制定し公布する。

§ 17 建設項目の環境影響報告書は次に列挙する内容を含まなければならない。

- (1) 建設項目の概況。
- (2) 建設項目周囲の環境の状況。
- (3) 建設項目の環境に対して及ぼし得る影響の分析・予測及び評価。
- (4) 建設項目の環境保護措置及びその技術・経済の論証。
- (5) 建設項目の環境への影響の経済損益分析。
- (6) 建設項目に対し実施する環境監視測定のプロポーザル。
- (7) 環境影響評価の結論。

水土保持に關係する建設項目は、さらに水行政主管部門の審査同意を経た水土保持案を有しなければならない。

環境影響報告表及び環境影響登記表の内容及び形式は、国務院環境影響保護行政主管部門が制定する。

§ 18 建設項目の環境影響評価は、計画の環境影響評価と重複するものを避けなければならない。

1つの全体としての建設項目の計画は、建設項目に照して環境影響評価を行い、計画の環境影響評価は行わない。

すでに環境影響評価を行った計画が含む具体的建設項目は、その環境影響評価の内容を建設組織は簡素化することができる。

§ 19 委託を受け建設項目の環境影響評価に技術業務を提供する機構は、国务院の環境保護行政主管部門の審査を経て合格した後、資格証書を交付され、資格証書が規定する等級と評価範囲に従い、環境影響評価業務を行い、評価の結論に責任を負わなければならない。

国务院の環境保護行政主管部門はすでに資格証書を取得した建設項目の環境影響評価のために技術業務を提供する機構の名簿を、公布しなければならない。

建設項目の環境影響評価のために技術業務を提供する機構は、建設項目の環境影響評価文書の審査許可に責任を負う環境保護行政部門もしくは他の審査許可部門といかなる利害関係も有してはならない。

§ 20 環境影響評価文書の中の環境影響報告書もしくは環境影響報告表は、ふさわしい環境影響評価資格を持つ機構が編成しなければならない。

いかなる組織及び個人にも建設組織のためにその建設項目に環境評価を行う機構を指定することはできない。

§ 21 国家が秘密保護が必要と規定する場合の他は、環境に対して重大な影響を及ぼし得て、環境影響報告書を編成しなければならない建設項目に対しては、建設組織は建設項目の環境影響報告書を許可を得るため報告する前に、論証会、公聴会を開催するか、もしくは他の形式をとって、関係組織、専門家及び公衆の意見を求めなければならない。

建設組織が許可を得るため報告する環境影響報告書は関係組織、専門家及び公衆の意見を採用するか採用しないかの説明を付さなければならない。

§ 22 建設項目の環境影響評価文書は、建設組織が国务院の規定に照して審査許可権をもつ環境保護行政主管部門に報告して審査許可してもらう。建設項目が業務

主管部門をもつときは、その環境影響報告書もしくは環境影響報告表は業務主管部門の予審を経た後、審査許可権を持つ環境保護行政主管部門に報告し審査許可してもらう。

海洋工事の建設項目の海洋環境影響報告書の審査許可は、「中華人民共和国海洋環境保護法」の規定に照して処理する。

審査許可部門は環境影響報告書を受取ってから60日以内に、環境影響報告表を受取ってから30日以内に、環境影響登記表を受取ってから15日以内に、それぞれ別に審査許可し決定を行いさらに建設組織に書面で通知しなければならない。

建設項目の環境影響評価文書の予審、審査、審査許可は、いかなる料金も徴収してはならない。

§ 23 国務院の環境保護行政主管部門は次に列挙する建設項目の環境影響評価文書の審査許可に責任をもつ。

- (1) 核施設、気密工事等特殊な性質の建設項目。
- (2) 省、自治区、直轄市の行政区域を越える建設項目。
- (3) 国務院が審査許可するもしくは国務院が関係部門に審査許可を授権した建設項目。

前項が規定した以外の建設項目の環境影響評価文書の審査許可権限は、省、自治区、直轄市人民政府が規定する。

建設項目が行政区域を越えて環境に良くない影響を及ぼし得るか、環境保護に関する行政主管部門が当該項目の環境影響評価の結論で争いがある時は、その環境影響評価文書は共同の一級上の環境保護行政主管部門が審査許可する。

§ 24 建設項目の環境影響評価文書が承認された後に、建設項目の性質、規模、場所、採用する生産工法もしくは汚染防止治理、生態破壊の防止の措置に重大な変動が生じたときは、建設組織は改めて建設項目の環境影響評価文書を報告し承認を受けなければならない。

建設項目の環境影響評価文書は承認の日から5年を越えて、決定した当該項目で工事を開始し建設したときは、その環境影響評価文書を元の審査許可部門に改めて報告し審査を受けなければならない。元の審査許可部門は建設項目環境影響評価文書を受取った日から10日以内に、審査意見書面を建設組織に通知する。

§ 25 建設項目の環境影響評価文書がまだ法律が規定する審査許可部門の審査を経ていないかもしくは審査後に承認を得ていないときは、当該項目の審査許可部門はその建設を承認することはできず、建設組織は建設工事を開始することはできない。

§ 26 建設項目の建設過程において、建設組織は同時に環境影響報告書、環境影響報告表さらには同時に環境影響評価文書の審査許可部門の審査許可意見の中で提出する環境保護対策措置を実施しなければならない。

§ 27 項目の建設、運行過程で審査許可を経た環境影響評価文書と合わない状況が生じたときは、建設組織は環境影響の事後評価を組織し、改善措置をとり、さらに元の環境影響評価文書審査許可部門及び建設項目審査許可部門に報告し記録しなければならない。環境影響評価文書の元の審査許可部門は責任を持って建設組織に環境影響の事後評価を行わせ、改善措置をとらせることもできる。

§ 28 環境保護行政主管部門は建設項目を生産もしくは、使用させた後の生じた環境影響に追跡調査を行わねばならず、重大な環境汚染もしくは生態破壊を生ずるときには、原因を明らかにして、責任を明らかにしなければならない。建設項目環境影響評価に技術業務を提供する機構が事実でない環境影響評価文書を編成したことに対しては、本法第33条の規定に従いその法律責任を追及する。審査許可部門の職員が職務怠慢、収賄で、法により承認してはいけない建設項目環境影響評価文書を承認したときは、本法第35条の規定に従いその法律責任を追及する。

#### 第4章 法律責任

§ 29 計画編成機関が本法の規定に違反し、環境影響評価を組織する時に虚偽を弄しもしくは職務怠慢行為があり、環境影響評価に重大な不実があるときは、直接に責任を負う主管の職員及び他の直接責任者を、上級機関もしくは監察機関は法にもとづき行政処分に処す。

§ 30 計画審査許可機関は法により環境への影響に関する篇章を編集するかもしくは説明しなければならないのにいまだ編集していない計画草案を、法により環境影響報告書を送付しなければならないのに送付していない特定計画草案を、違法に承認したときは、直接に責任を負う主管職員及び他の直接責任者を、上級機関

もしくは監察機関は法により行政処分に処す。

§ 31 建設組織が法により建設項目環境影響評価文書を報告し許可を受けないで、もしくは本法第24条の規定に従って環境影響評価文書を再度報告し許可を得るか再度報告し審査を申請しないで、かってに建設工事を開始したときは、当該項目の環境影響評価文書を審査許可する権限を有する環境保護行政主管部門は建設を停止させ、期限を限って手続きを補充する。期限を越えても手続きを補充しないときは、5万元以上20万元以下の過料に処し、建設組織に直接責任を負う主管職員及び他の直接責任者を、行政処分に処す。

海洋工事建設項目の建設組織が前2項に列挙する違法行為をしたときは、「中華人民共和国海洋環境保護法」の規定に従い処罰する。

§ 32 建設項目を法に従い環境影響評価を行わなければならないにもかかわらずまだ評価していないか、もしくは環境影響評価文書が法により承認を得ていないのに、審査許可部門がかってに該当項目を承認したときは、直接に責任を負う主管の職員及び他の直接責任者を、上級機関もしくは監察機関が法により行政処分に処す。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

§ 33 委託により建設項目の環境影響評価に技術業務を提供する機構が環境影響評価業務において責任を負わないかもしくは虚偽を行って、環境影響評価文書が事実でないときは、環境影響評価資格を授与する環境保護行政主管部門はその資格等級を降格させるかその資格証書を取消し、さらに費用の1倍以上3倍以下の過料に処す。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

§ 34 建設項目環境影響評価文書の予審、審査、審査許可に責任を負う部門が審査許可で料金を徴収したときは、上級機関もしくは監察機関は返却を命ずる。状況が重大なときは、直接に責任を負う主管職員及び他の直接責任者を法により行政処分に処す。

§ 35 環境保護行政主管部門もしくは他の職員が私利にまどわされ不正をはたらき、職権を濫用し、職責を軽んじて、違法に建設項目環境影響評価文書を承認したときは、法により行政処分に処す。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追

及する。

## 第5章 附 則

§ 36 省，自治区，直轄市人民政府は当地の実際の状況にもとづき，当該管轄区の  
県級人民政府が編成する計画に対して環境影響評価を行うことを要求することが  
できる。具体的方法は省，自治区，直轄市が本法第2章の規定を参照して制定す  
る。

§ 37 軍事施設の建設項目の環境影響評価弁法を，中央軍事委員会は本法の原則に  
照して制定する。

§ 38 本法は2003年9月1日から施行する。